

日野市訓令第 12 号

庁 中 一 般

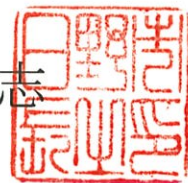
支 所

事 業 所

日野市職員安全衛生委員会及び事業場安全衛生委員会  
規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日

日野市長 古賀 壮志



## 日野市職員安全衛生委員会及び事業場安全衛生委員会規程の一部を 改正する訓令

日野市職員安全衛生委員会及び事業場安全衛生委員会規程（昭和60年訓令第2号）を次のように改正する。

目次中「附則」を「付則」に改める。

第3条第3号中「5名」を「4名」に改める。

### 付 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の日野市職員安全衛生委員会及び事業場安全衛生委員会規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。